



会員各位

裁判判決確定について

平成 27 年 3 月 17 日の鹿行ニュース No.51 と判決集⑥でご案内致しました。鹿児島地裁平成 25 年(ワ)第 26 号貸金返還請求事件は、控訴がなかったため下記のとおり判決が確定致しました。これにより平成 18 年からの一連の訴訟は全て終結致しました。

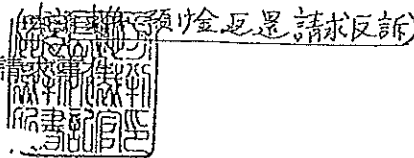
会員の皆様のご協力に衷心より御礼申し上げます。

主 文

- 1、被告は、原告に対し、109 万 2831 円及びうち 100 万円に対する平成 24 年 10 月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2、原告のその余の本訴請求を棄却する。
- 3、被告の反訴請求をいずれも棄却する。
- 4、訴訟費用は、本訴反訴を通じ、被告の負担とする。
- 5、この判決は、1 項に限り、仮に執行することができる。

H27.4.6 (受)

平成 25 年 (ワ) 第 26 号 貸金返還請求事件



原告 鹿児島県行政書士会

被告 鹿児島県行政書士事業協同組合

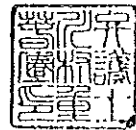
判決確定証明申請書

平成 27 年 4 月 3 日

鹿児島地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 川 村 重



御庁頭書事件について、平成 27 年 3 月 13 日言渡の判決は、平成 27 年 3 月 31 日、確定したことを証明願います。



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 27 年 3 月 31 日

鹿児島地方裁判所民事第 2 部  
裁判所書記官

宮里 真

